

第 1 3 号議案

中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則の一部
を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 2 年（ 2 0 2 0 年） 2 月 2 1 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

教育委員会情報システム委員会の招集及び運営を行う者を改める必要がある。

中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則の一部
を改正する規則

中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則（平成22年中野区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項から第3項までの規定中「指導室長」を「学校教育課長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則の一部改正について

1 教育委員会情報システム委員会（以下「教育システム委員会」という。）付議事項

- （1）教育情報システムを円滑かつ適正に運営するために審議を要する事項
- （2）教育システム委員会に報告を要する事項
- （3）次長が必要と認める事項

2 改正理由

今年度までは教育システム委員会において、学習指導要領の改訂に向けた情報機器の活用方法の検討を中心に行ってきたため指導室長が所管してきた。

今後は国が進めるGIGAスクール構想の実現に向けて、教育用情報システムを円滑・適正に運営するための検討を行っていく必要があるため、現在の所管である学校教育課長が、教育システム委員会の招集及び運営を行う者であることを明確にする必要がある。

3 改正内容

教育システム委員会の招集及び運営を行う者について、指導室長を学校教育課長に改める。 【第12条関係】

※詳細は新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日

中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 教育委員会情報システム委員会</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>(招集及び運営)</p> <p>第12条 教育システム委員会は、<u>学校教育課長</u>が招集する。</p> <p>2 教育システム委員会の会務は、<u>学校教育課長</u>が総理する。</p> <p>3 <u>学校教育課長</u>は、必要があると認めるときは、第10条各号に掲げる者以外の者を教育システム委員会に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。</p> <p>第5章・第6章 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 教育委員会情報システム委員会</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>(招集及び運営)</p> <p>第12条 教育システム委員会は、<u>指導室長</u>が招集する。</p> <p>2 教育システム委員会の会務は、<u>指導室長</u>が総理する。</p> <p>3 <u>指導室長</u>は、必要があると認めるときは、第10条各号に掲げる者以外の者を教育システム委員会に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。</p> <p>第5章・第6章 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>